

鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第69号

鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱（平成28年鴨川市告示第53号）の一部を次のように改正する。

第12条中「末日」を「2月末日」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。